

民法（債・親・相） 第1回 P241～P250



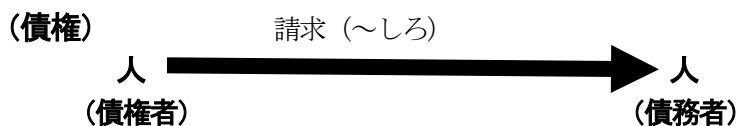
民法（債権・親族・相続）カリキュラム

第1回	債権とは、特定物債権、種類債権(不特定物債権)、金銭債権、選択債権、現実履行の強制
第2回	債務不履行（履行遅滞、履行不能、不完全履行）、債務不履行に基づく損害賠償
第3回	債権者代位権、詐害行為取消権
第4回	連帯債務、保証債務、連帯保証債務
第5回	債権譲渡、弁済①（弁済の提供、債務者以外の第三者による弁済ほか）
第6回	弁済②（弁済の充当）、相殺、その他の債権消滅事由
第7回	契約総説、同時履行の抗弁権、契約の解除
第8回	贈与契約、売買契約
第9回	賃貸借契約、請負契約
第10回	委任契約、事務管理、不当利得
第11回	不法行為
第12回	婚姻、実子、法定相続

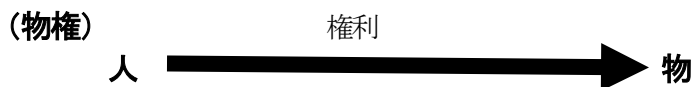
債権とは P241～P246

《債権の意義・性質》

債権とは、特定人が特定人に対して一定の財産上の行為を請求する権利である。



例) 10万円払え！ 商品引渡せ！ 自動車を修理して下さい！ など



例) 土地に対する抵当権 時計に対する質権 など

1. 債権の性質

	物権	債権
性質	絶対性	相対性
物に対する支配	直接的支配	間接的支配(債務者の行為を通じて物を支配)
排他性	排他性あり	排他性なし（非排他性）
公示性	公示手段あり	非公示性

《債権の目的》

作為債務	積極的に行為を行うことを内容とする債務（例）物・金銭の引渡し
不作為債務	一定の行為をしないことを内容とする債務 （例）妨害禁止処分命令が出た場合の債務者の妨害しないという義務
与える債務	行為だけではなく、債権者に権利や物を移転することを内容とする債務 （例）売買契約における売主が商品を引渡す義務
なす債務	債務者の行為そのもの（不作為を含む）を給付の内容とする債務 （例）雇用契約に基づく就労義務、鉄道会社の旅客運送義務
特定物債務	特定物(個性に着目して取引している物)の引渡しを目的とする債務 （例）中古車売買における売主の中古車引渡義務
不特定物債務 (種類債務)	不特定物(種類・数量に着目して取引する物)の引渡しを目的とする債務 （例）Aという銘柄のビール1ケースの引渡義務
金銭債務	一定額の金銭を支払うことを目的とする債務 （例）100万円を支払う義務

2. 給付の方法

「給付」とは、債務の内容として行う行為であり、なす債務、与える債務の具体的方法である。
以下のような区別がある。

持参債務	債務者自らが債権者の住所地に赴いて履行する債務 （例）電気店が冷蔵庫を売却した場合に冷蔵庫を購入者の自宅に届ける債務
取立債務	債務者が債権者の住所地に赴いて履行する債務 （例）商品を客に店まで取りにきてもらい履行する債務
送付債務	債権者、債務者の住所地以外の場所(第三地)で履行する債務 （例）デパートがお歳暮の商品を指定された場所に届ける債務

過去問にチャレンジ

- ・ 物権には排他性があり、原則として一つの物について同一の内容の物権は一つしか成立しないが、債権には排他性がないので、同一の給付内容を目的とする複数の債権が成立し得る。（国家一般）
- ・ 債権は、物権と異なり、原則として自由に譲渡することができない。したがって、債権を譲渡するには、当初の債権者と債務者との間で特別の約定をしておく必要がある。（国家一般）

《特定物債権》 P244**1. 特定物債権とは**

特定物債権とは、特定物（当事者でその物の個性に着目して取引の対象とした物。例：不動産、美術品（ピカソの絵画など）、中古車）の給付を目的とする債権をいう。

2. 債務者の義務・引渡し

- (1) 善管注意義務 ⇨ 債務者は特定物を引き渡すまでは、善良なる管理者としての注意を払って物を管理しなければならない

⇔ 自己の財産に対するのと同じ注意義務

- (2) 特定物の現状による引渡し

- ・ 引渡すべき物の品質等が契約で定まっている ⇨ その品質を伴う物を引渡す義務が生じる
- ・ 引き渡すべき物の品質の合意なく、契約の解釈からも品質不明
- ・ 契約自体から発生したものではなく、引渡すべき物の品質不明

引渡時の現状での引渡し

《種類債権（不特定物債権）》 P245**1. 種類債権（不特定物債権）とは**

不特定物債権（種類債権）とは、不特定物（一定の種類・数量で定められる物 例：国産牛10キロ、缶ビール1ケース）の給付を目的とする債権をいう。

特定物債権が「物」自体に注目する債権であるのに対し、種類債権はその物の種類・性質と数量に注目する債権である。

※種類のみの指定で、品質を指定しなかったときは中等の品質の物を給付しなければならない。

2. 種類債権（不特定物債権）の特定

（1）特定の要件（目的物が特定されるとき）

- ①債務者が、債権者の同意を得て給付すべき物を指定したとき
- ②債務者が物の給付をするのに**必要な行為を完了**したとき

②の「完了したとき」とは？

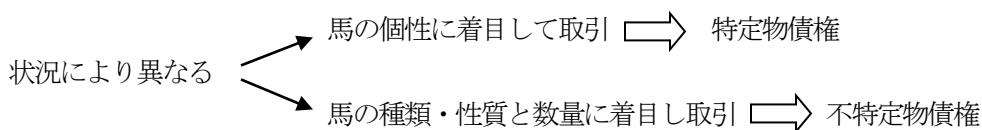
持参債務	目的物を債権者の住所地において提供した時 (例)酒屋（債務者）がビール1ケースを客（債権者）の自宅に届けた時
取立債務	債務者が目的物を 分離 し、引渡し の準備 をし、これを債権者に 通知 した時 (例)酒屋（債務者）が倉庫からビール1ケースを分離し持ちやすいようにひもを掛け、準備ができたことを客（債権者）に連絡した時
送付債務	①第三地で行う履行が債務者の義務である場合 目的物を第三地の住所地において提供した時（現実の提供） (例)酒屋（債務者）がビール1ケースをイベント会場である公民館に届けた時 ②第三地で行う履行が債務者の好意による場合 給付すべき物を第三地に向けて発送した時（目的物発送時） (例)酒屋（債務者）がビール1ケースをイベント会場である公民館に向けて発送した時

（3）特定の効果

不特定物債権の目的物が特定されると、その後その目的物は特定物として扱われる。

- ①特約なき限り、目的物の所有権が債権者に移転する
- ②その物に対する善管注意義務が発生する。
- ③特定した物の給付義務が生ずる。→その物が滅失すれば履行が不可能になる

※馬1頭を引渡してもらう債権は特定物債権？不特定物債権？



《金銭債権（債務）》 P247

1. 意義

金銭債権とは、一定額の金銭（通用力のある通貨）を支払ってもらう債権、

2. 金銭債務の特則

（1）金銭債務においては、履行不能は発生しない。

先週末に5万円を支払うことができなかった ⇒ **履行遅滞**

（2）金銭債務の履行遅滞は、債務者に帰責事由がなくても、債務者は責任を負う。

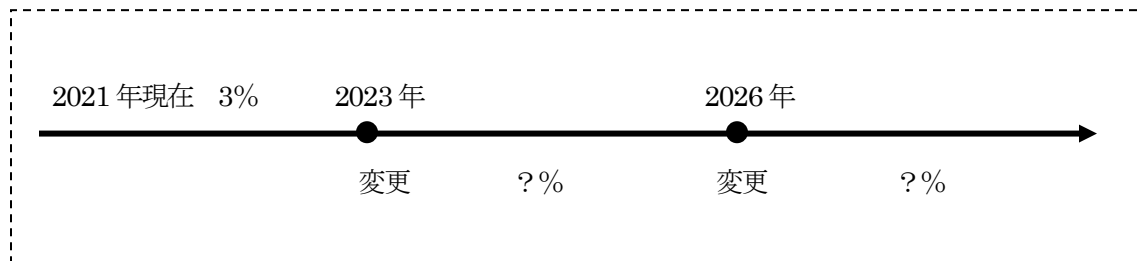
銀行のATMの故障のため、支払いに間に合わなかった ⇒ 債務者に賠償責任発生

3. 利息債権

金銭債権には、通常、利息が発生する（利息債権）

【利率】（原則）当事者間の合意による（ただし、法律による制限あり）

※当事者間の合意がない場合は法定利率による（3年ごとに変動）



《選択債権》

1. 意義

いくつかの給付の中から、選択して一つの給付が定まる債権。

例) ビールかワインか日本酒のどれか1本を売却する契約をXとY間で締結した。

2. 選択権

④誰に選択する権利があるのか？

（原則）債務者

※当事者間の合意で、債務者や第三者を選択権者にするができる。

3. 選択権の移転

選択権者が弁済期に選択しない場合、相手方は相当期間内に選択すべきことを催告できる、その期間内に選択しなかった場合には、選択権は相手方に移転

※選択権が第三者にある場合には、債務者に移転する

ビールかワインか日本酒のどれか1本をYに引渡す債務のあるXが、引渡時に選択しない



YはXに、「本日中にどれにするか決めてください！」と催告



Xは選択しない

選択権はYに移転

過去問にチャレンジ

金銭債務の不履行による損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって対抗することはできない。（国税専門官）

《現実履行の強制》

1. 意義

現実履行の強制とは、債務者が債務を履行しない場合に、債権者が法的手段により債務の履行を強制的に履行させることをいう。

2・種類

強制的に履行させる手段として、直接強制、代替執行、間接強制の3種類がある。

債務者Aは債権者Bに借りた10万円を返済しない。	⇒	直接強制	国が債務者から強制的に財産を奪い（差押え）、債権者に引き渡すこと。
建物を撤去して更地にする義務があるのに、それをしない。	⇒	代替執行	裁判により、第三者に債権の内容を実現させ、その費用を債務者から取り立てること。
深夜に騒音をださない約束なのに日々、騒音を発生させている。	⇒	間接強制	債務を履行しなかった場合に、一定額の金銭支払いを課すことで、間接的に履行を強制

※金銭債務は、直接強制のみが認められる。

過去問にチャレンジ

金銭債務の履行の強制は、代替執行または間接強制によるべきこととされており、直接強制によることはできない。（国税専門官）